

## 【 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる 】

22万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。

そのために、一人一人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを充実し、いじめ・偏見・差別・虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進する。

## 基本方針 1

### ＝基本方針1を設定した意図＝

「命」、これは、私たちが何よりも尊重しなければならないものである。平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、改めて「命」の尊さを学ぶ機会となった。震災を通して学んだ教訓は、決して風化させてはならない。命の重さ大切さを一人一人の市民が胸に刻み、命を大切にする調布市にしていかななくてはならない。また、本市においては平成24年12月20日に、食物アレルギーのある児童が給食終了後亡くなるという、あってはならない事故が発生した。市民の命を守るという視点から、市をあげて再発防止に全力で取り組む必要がある。

いじめや虐待は、「人の尊厳」を踏みにじる行為であり、大きな人権問題でもある。そこで、調布市は、平成17年に「調布市子ども条例」を制定し、平成19年には「いじめや虐待のないまち」宣言を出した。

平成23年度に発生した、調布市立小・中学校におけるいじめの件数は、小学校21件（平成22年度39件）、中学校50件（平成22年度20件）で、いじめの総数は、増加傾向にある。この総数は、学校として把握した数であり、背後には見えないいじめが数多く潜んでいると考えなくてはならない。学校は、「いじめはどの学校でも起こりうる」という認識に立ち、日ごろからいじめの未然防止に努めるとともに、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図らなければならない。

しかし、いじめを看過してしまったり、教員が子どもの人権を損なうような指導が行われていたりするなどの現状もあり、教員の人権感覚の一層の向上が求められており、人権教育の充実のための研修や、組織的に課題を解決していくための研修の充実が必要である。また、平成24年度は、保護者、地域等からいじめに関する対応の強化を図ることへの要請が高まる中、8月には教職員向けに『調布市いじめ撲滅の手引き』を、11月には児童・生徒、保護者向けに『調布市いじめ撲滅啓発リーフレット』を発行し、市全体での取組を進めてきている。今後とも、いじめられている子どもたちからのサインを受け止め、それに対応できる信頼関係づくりや、子どもたちがいじめの傍観者にならないような人権意識の向上に努めていく必要がある。

また、調布市においても児童虐待は依然として起きている。その背景には、保護者の養育力の低下や家庭環境の悪化等に起因するもの、家庭が地域の中で孤立し、どこにも相談できないなどの様子がうかがえる。教育委員会では、青少年問題協議会や要保護児童対策地域協議会において虐待について情報を共有するとともに、定期的に多摩児童相談所や子ども家庭支援センターと連絡会を開催し、子どもたちの現状把握に努めている。しかし、児童虐待は発見が難しい側面もある。そのため、子どもたちがサインを出せる信頼関係づくりに努め、子どもの異変を見抜く大人の目を養い、多くの大人の目子どもたちを見守るネットワークづくりを行っていく必要がある。

このような中で、子どもたちの生命をいつくしんでいくためには、学校教育だけでなく、社会教育との連携により、家庭の教育力の向上を図っていかなければ

ならない。

こうした背景の下，基本方針1では，生命をいつくしみ，人の尊厳を重んじる心を育てる，を柱とし，施策につなげていくこととした。

## 施策1 命の大切さと規範意識を醸成し、子どもの人権を守る取組

命を軽んじる傾向のある社会風潮の中で、子どもを犠牲者にしないために、人権問題に関する教育を、家庭や学校においても展開する。

学校においては人権教育全体計画に則った人権教育を推進することにより、児童・生徒が人権の大切さについて理解を深め、人権感覚を養う。また、いじめや虐待に関する相談体制を整えスクールカウンセラーを配置するとともに、子どもの心の状態を把握する調査を実施し、その結果を分析することにより、具体的な人権課題やいじめ問題への効果的な対応を行う。

**主要事業 1** 人権教育推進委員会の取組と人権教育全体計画や年間指導計画の作成とそれに基づく指導の推進

《事業のねらい》

人権教育推進委員会において、調布市の人権課題に基づいた授業研究の公開や啓発資料の作成等を通して、教職員の人権意識を高め、児童・生徒への指導に生かす。また、人権教育全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進することでねらいを明確化し、効果的な人権意識の啓発・高揚を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

**主要事業 2** 問題行動調査や「心の状態調査」の実施と分析・検討

《事業のねらい》

問題行動調査(国)や小学校5・6年生と中学生を対象とした「心の状態調査」(調布市)を実施し、その結果分析を行うことにより、いじめの実態を把握し、課題の焦点化を図り、問題の未然防止や被害、加害者への効果的な取組を進める。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

**主要事業 3** 教育相談所の相談の充実

《事業のねらい》

児童・生徒を取り巻く様々な問題について、カウンセリングや家庭訪問を通じてより適切な相談を行う。そのため、研修等で相談員のスキルアップを図り、心理相談、ソーシャルワーカー相談、電話相談、就学相談を充実させる。また、悩みや不安を抱える子どもや保護者に教育相談所を利用していただけるよう、広報活動の充実を図る。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課:教育相談所)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて拡充し実施				

用語解説

※ソーシャルワーカー

社会福祉援助技術を用いて、社会的に支援を必要とする人とその環境に働きかける専門家のことである。教育におけるソーシャルワーカーは、困難をかかえている子どもや保護者の環境に注目し、福祉的な手立てなどを探り、調整等を行っている。

**主要事業 4** スクールカウンセラーの活用の推進(スクールカウンセリングの実施)

《事業のねらい》

小・中学校に配置しているスクールカウンセラー等の相談体制を充実させ、学校におけるいじめや不登校、虐待等の防止や早期発見に努めるとともに、児童・生徒への対応・心のケアを含めた相談を行う。また、教職員・保護者に対する助言等を行い、学校内の教育相談体制の充実を図る。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業→平成25年度から◆計画事業

(事業主管課:教育相談所)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市基本計画に位置付けた基本計画事業】	
		次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応	

**主要事業 5** 情報モラル教育の推進

《事業のねらい》

教員を対象に情報モラル研修を実施し、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットを使ったいじめ等の人権問題に対する意識啓発を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

**主要事業 6** 要保護児童対策地域協議会との連携

《事業のねらい》

児童虐待防止のため、調布市では要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置している。教育委員会もその構成員として、協議会を構成する関係機関と連携・協力し、要保護児童等に対する支援を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:指導室, 教育相談所)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

用語解説

※要保護児童対策地域協議会

子どもを守る地域ネットワーク。地域の関係機関等を連携して、児童(18歳まで)を虐待などから適切に保護及び支援をし、児童虐待防止を図ることを目的に設置された組織。調布市要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法の規定により平成19年2月に設置。担当主管課は子ども生活部子育て支援課。

## 施策2 大人が子どもの人権を守り、子どもを大切にすることを啓発する 取組

家庭環境に起因して、子どもたちの気になる言動や子どもに対する暴力、育児放棄などの虐待や不登校につながる事例が増加している中、市民一人一人が人権問題に向き合う社会を築くことができるよう、保護者・市民への人権意識の啓発を図る。

**主要事業 7** 子育て支援のための家庭教育事業の実施（多様な公民館事業の推進）  
《事業のねらい》

家庭での教育の欠如を起因とした、子どもの問題行動や子どもへの虐待などは、家庭でどのように子どもを教育したらよいか分からずにいる親が多いことも要因の一つである。特に核家族や若い世代の保護者に対して、学びの場や情報を提供することで、子育て家族の支援を行う。（施策18に掲載）

【5年間の取組予定】◎拡充事業→平成25年度から◆計画事業  
（事業主管課：公民館）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価見直し・実施			【調布市基本計画に位置付けた基本計画事業】	
				新しい計画事業を受けて対応	

**主要事業 8** 家庭教育セミナーの実施  
《事業のねらい》

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成などの支援をする。（施策18に掲載）

【5年間の取組予定】○継続事業（事業主管課：社会教育課）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

### 施策3 子どもの豊かな心を育む取組

道徳教育や体験活動の充実を図ることにより、自分も他の人も大切にしようとする気持ちや相手を思いやる気持ち、自然の美しさや伝統文化・芸術のすばらしさに感動する豊かな心を育む取組を推進する。また、コミュニケーションや対人関係で課題を抱える子どもに対して、身近に相談相手をつくることで、他との関係をつくり、自分や他の人を大切にすることを育てる。

#### 主要事業 9 宿泊を伴う自然体験学習の検討

《事業のねらい》

新学習指導要領では、豊かな体験を通して規律ある生活や社会性を身に付けるなど、道徳性の育成を図る自然体験活動の必要性を掲げていることから、4年生での自然体験学習について検討会を設置して検討する。

【5年間の取組予定】 ★新規事業→○継続事業

(事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討	モデル事業の実施		検討	

#### 主要事業 10 小学校移動教室と夏季施設の実施

《事業のねらい》

現在、小学校5年生を対象に八ヶ岳少年自然の家を利用して、ハイキングや現地農場での体験、工場見学等の移動教室を実施している。また、小学校6年生では夏季施設として臨海学園を実施している。校外での体験学習のなかで自然に親しみ、豊かな心をはぐくむとともに集団行動を通して、協調性や規律性を養う。

【5年間の取組予定】 ○継続事業

(事業主管課:指導室,学務課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

#### 主要事業 11 中学校移動教室の実施

《事業のねらい》

中学校1年生または2年生を対象にスキー教室等を実施し、自然に親しみ、豊かな心をはぐくむとともに集団行動を通して、協調性や規律性を養う。

【5年間の取組予定】 ○継続事業

(事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて見直し実施				
					木島平山荘の廃止に伴い検討・実施

**主要事業 12** 道徳教育への取組

《事業のねらい》

道徳教育全体計画と年間指導計画に基づき、道徳授業の充実を図るとともに、全校での道徳授業地区公開講座を開催することで、保護者・地域へも道徳教育の重要性を広め、道徳性にかかわる意識の啓発を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

**主要事業 13** 連合音楽会の充実

《事業のねらい》

調布市立小・中学校の教職員で構成する調布市立小・中学校教育研究会が主催し、音楽学習の成果を発表している連合音楽会について、市内の私立小・中学校に参加を呼びかけ、「音楽のまち・調布」の推進を図る。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課:指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	検討	点検評価を受けて拡充し実施	----->		

**主要事業 14** スクールカウンセラー事業の充実(スクールカウンセリングの実施)

《事業のねらい》

小・中学校に配置しているスクールカウンセラー等が、友人関係などの身近な悩みの相談に応じることによって、悩みの解消につなげる。同時に、児童・生徒が自分や他の人の大切さに気づき、思いやりの気持ちや対人関係の力をはぐくむ手助けを行う。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 →平成25年度から ◆計画事業 (事業主管課:教育相談所)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)		次期基本構想に基づく計画事業の策定	【調布市基本計画に位置づけた基本計画事業】	
実施	点検評価見直し・実施			----->	
				新しい計画事業を受けて対応	



#### 施策4 緊急時における心のケアなど、関係機関との連携にかかわる取組

虐待などの子どもへの被害を未然に防ぎ、あるいは深刻な事態に至る前に、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関と連絡・連携をし、対応する。また、災害等の緊急時における子どもや保護者への心のケアの対応として、スクールカウンセラーや市内相談機関の臨床心理士等がかかわり、教職員とともに対応できる支援体制をつくる。

##### 用語解説

##### ※子ども家庭支援センター

東京都の事業で、都内自治体に設置されている子育てについての総合的支援施設。具体的な事業内容は、総合相談、広場事業、ショートステイなどの預かり事業、交流事業、産前産後支援ヘルパー事業、講座事業などがあり、調布市子ども家庭支援センターすこやかは平成13年度に開設。虐待等については調布市の受付窓口となっている。担当主管課は子ども生活部子育て支援課。

#### 主要事業 15 来所相談・ソーシャルワーカー相談体制の充実

##### 《事業のねらい》

いじめや虐待等の人権問題に係る相談は早急に対応を要するケースが多いため、その相談体制を整えるとともに、相談員やソーシャルワーカーが、速やかに関係機関と連携して対応できる体制づくりを進める。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課:教育相談所)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて拡充し実施	----->			

#### 主要事業 16 学校緊急支援体制の検討

##### 《事業のねらい》

学校で災害・生命にかかわる事故・事件等が発生した場合のような緊急時において、学校のスクールカウンセラーや教育相談所相談員が関係機関と連携し、教職員と一緒に児童・生徒の心のケアに対応できるような支援体制づくりを進める。

【5年間の取組予定】 ★新規事業→○継続事業

(事業主管課:教育相談所,指導室)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・準備	実施	----->		